

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第101号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条第3項健康福祉部の款保険年金課の項第11号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)